

産業廃棄物最終処分場（管理型）・建設反対の決議

上記の議案を別紙のとおり、瀬戸市議会会議規則（昭和32年瀬戸市議会規則第1号）第12条の規定により提出します。

令和 7 年 11 月 27 日

瀬戸市議会議長 富田 宗一 殿

提出者 瀬戸市議会議員

賛成者

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

小澤 勝

山内 精一郎

三宅 聡

朝井 賢次

柴田 利勝

臼井 淳

浅井 寿美

馬嶋 みゆ子

7 年議員提出第 6 号議案

産業廃棄物最終処分場（管理型）・建設反対の決議

東明連区の山路町地内において、民間事業者による産業廃棄物最終処分場建設の申請が令和 5 年 5 月に本市に提出され、併せて、産業廃棄物等関連施設の設置に係る事業計画が提出された。当該計画は、瀬戸市産業廃棄物等対策委員会の答申を経て、令和 7 年 1 月に当該計画の縦覧が実施されている。

この建設計画は、16 年前の平成 21 年に申請が出され、2 年後の平成 23 年に申請の取り下げがなされた。今回は、前回より申請規模も大きく、取り扱い品目も 15 種にも上り多岐にわたる課題が、以下のとおり山積している。

- ・ 取り扱い品目の内、有害物質である水銀・石綿（アスベスト）なども含み、人体への影響が懸念される
- ・ 馬ヶ城浄水場の西谷取水場は 70m 地点にあり、廃棄物の飛散した粉塵等が降下する恐れがあるため危険である
- ・ 猿投山北断層が建設箇所から南に 550m に位置し、連動して震災の恐れがあるため危険である
- ・ 風化花崗岩の地形で、崩壊土砂流出危険地区内に位置し、断層崩壊等の地滑りが起こる恐れがあるため危険である
- ・ 事業計画における処理水の排水先は、赤津川から山口川、そして矢田川であり、有害物質を含んだ処理水が流入する可能性があるため、流域の水田耕作への影響が懸念される
- ・ 隣接して東海環状自動車の橋脚や西谷取水場があり、地震や豪雨により産廃盛土の擁壁が崩壊し、土砂流出の恐れがあるため危険である

大変課題の多い土地であり、以上のことから地域住民はもとより市民の安心・安全を脅かすものと危惧するものです。

先の 9 月定例会におきましては、3 連区合同の産業廃棄物反対の請願が申請され、全会一致で採択されたため、請願書にも記載された本市行政の最高責任者である市長に対して、明確な意思を示すべく、議会として次のとおり決議を表明する。

- 1 本市議会は、産業廃棄物最終処分場・建設反対である
- 2 本市議会は、民意を受け産業廃棄物最終処分場・建設反対の立場に賛同し支持する
- 3 本市には、これ以上産業廃棄物最終処分場施設は必要ない

以上、決議する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日

瀬戸市議会

(理 由)

令和 7 年 9 月定例会において全会一致で採択された、令和 7 年請願第 3 号産業廃棄物最終処分場（管理型）・建設反対の請願を受けて決議する必要があるからである。